

現代中国の経済発展と鳥取県における中国進出企業

経済学研究室 藤 田 安 一

- I はじめに
- II 現代中国における経済発展とその問題点
 - 1. 現代中国の経済発展
 - 2. 現代中国経済の問題点
- III 現代中国の経済改革——安定成長をめざして——
 - 1. 経済格差解消のための対策
 - 2. 国有企業の改革
 - 3. 財政・金融制度の改革
- IV 鳥取県における中国進出企業
 - 1. 気高精工
 - 2. グッドヒル
 - 3. 鳥取三洋電機
- V おわりに

I はじめに

1996年の8月から9月、かねてからの計画どおり、私は中国の経済調査に出かけた。調査した対象地域は、現在の中国で最も経済発展の著しい揚子江デルタ経済圏から華南経済圏にかけての沿海地域である（図1参照）。具体的には、これらの地域にある上海、蘇州、杭州、福州、厦門、深圳、香港の各経済特別区や対外開放都市を視察し、その中で経済活動を営んでいる合弁企業や郷鎮企業の調査をおこなった。その調査をつうじて、現代中国における沿海地域の急速な経済発展の実態を、この目で確かめることが私の目的であった。

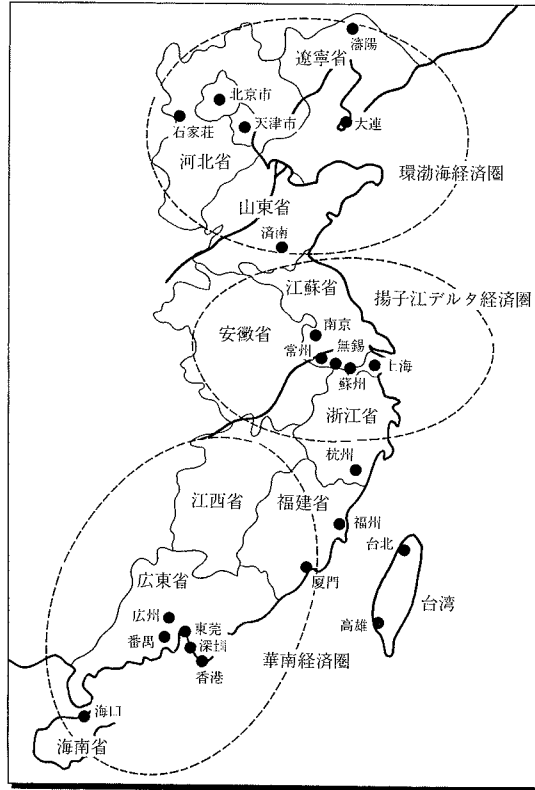
本稿の課題は、こうした中国での調査を踏まえながら、中国経済と中国に進出する日本企業との望ましい関係とはいかなるもののかについて、考察することにある。そのため本稿では、つぎの3点を明らかにすることによって、上記の課題に接近することにした。

第1に、現代中国における経済発展の特徴と問題点はなにか。

第2に、現代中国がすすめている経済改革の内容とその狙いはどこにあるのか。

第3に、現代日本の企業が中国に対して、なにを契機に、どのような考えをもって、いかなる形

図1 現代中国の沿海地域における経済圏



態で進出しているのか。

とくに、第3の点である日本企業の中国進出の実態をみるために、鳥取県に本社をもつ気高精工、グッドヒル、鳥取三洋電機などを調査した。その結果も合わせて紹介しよう。

Ⅱ 現代中国における経済発展とその問題点

1. 現代中国の経済発展

1978年以降の中国における改革・開放路線は、1992年の鄧小平による「南巡講和」と社会主義市場経済の提唱によって一層加速された。その結果、引き起こされた中国経済の変化をみておこう。

第1に、中国の経済成長は、国民所得では1979年から92年までの年平均8.8%の伸びから1993年には15.1%へ、工業の成長率は11.1%から21.4%へと飛躍的に増大した(表1参照)。1人当たりGNPも78年の370元から94年には約3700元と10倍となった。

第2に、中国の産業構造では、1978年と1992年とを対比すると1次・2次・3次産業の構成比は、それぞれ28.4%→23.9%、38.6%→38.2%、23.0%→27.9%となり、1次産業の比重の低下と3次産業の比重の上昇が顕著になってきている。それにつれて就業構造は、1978年から92年にかけて1次70.5%→58.5%、2次17.4%→21.7%、3次12.1%→19.8%へと大きく変化した。

第3に、対外経済関係では、中国の貿易依存度(名目GNPに占める輸出入額の割合)が、1978年の9.9%から92年には38.2%へ増大。また、一次産品の輸出比率が急速に低下し、1988年に30.3%であったのが93年には18.2%となった。それに対して、工業製品の輸出比率は、88年の69.7%から93年の81.8%へと飛躍的に増大し、工業製品の輸入比率も81.8%から86.3%に高まった(表2参照)。その結果、中国経済は1980年代から90年代にかけて、輸出志向工業化に大きく前進したといえる。

さらに最近、外資導入とくに直接投資の中国経済に占める割合が急速に高まっている。1993年の直接投資受入額275億ドル(実行ベース)は、アメリカを上回り、世界最大となった(表3参照)。また、1993年の国別投資(実行ベース)では、第1位が香港(62.8%)、第2位が台湾(11.4%)、第3位がアメリカ(7.5%)、第4位が日本(4.8%)の順となっている。この間、台湾の対中国投資が急増していることと、92年8月の中韓国交樹立により韓国の対中国投資が徐々に増加しているのが特徴である。

こうした外資企業(三資企業)の発展の結果、中国の全輸出に占める外資企業の輸出比率が、1994年には28.7%にもなっている(表4参照)。

2. 現代中国経済の問題点

以上の急速な中国の経済発展を、ある者は「ブレーキのきかない自動車」と例えた。確かに、現在中国は経済的にみても危うさを内包し、マグマが噴出するように、それが時として表面化している。つぎに、中国経済のこうした問題点をみてみよう。

第1に、経済の不均等発展による経済格差の拡大である。

沿海地域と内陸部との経済格差、都市と農村との所得格差、都市部のなかでも個人

表1 中国における各期の経済成長率

(単位：%)

	国民所得	農 業	工 業
1次5カ年計画期	8.9	3.7	19.6
2次5カ年計画期	△3.1	△5.9	1.8
1963～65年	14.7	11.5	21.3
3次5カ年計画期	8.3	2.6	12.6
4次5カ年計画期	5.5	3.0	8.5
5次5カ年計画期	6.1	0.7	9.2
6次5カ年計画期	10.0	8.5	10.2
7次5カ年計画期	7.6	4.1	10.2
1953～92年	7.0	3.1	11.3
1979～92年	8.8	5.3	11.1
1993年	15.1	4.0	21.4

注：上記の「国民所得」は、中国の「国民収入」をさす。「国民収入」とは、物的生産の純生産額。「国民収入」+サービス部門の生産額+固定資本-減価償却額=GNP

出所：『中国統計年鑑1993』P.35。『中国統計年鑑1994』P.34。

表2 中国の輸出商品分類比率

(%)

	一 次 産 品	工 業 製 品
1988年	30.3	69.7
1989	28.7	71.3
1990	25.6	74.4
1991	22.5	77.5
1992	20.0	80.0
1993	18.2	81.8

出所：『中国統計年鑑1994』P.507。

中国の輸入商品分類比率

(%)

	一 次 産 品	工 業 製 品
1988年	18.2	81.8
1989	19.9	80.1
1990	18.5	81.5
1991	17.0	83.0
1992	16.4	83.6
1993	13.7	86.3

出所：『中国統計年鑑1994』P.508。

表3 中国における直接投資導入の推移

(金額：億ドル)

年	合 弁			合 作			100%投資			共同開発			合 計		
	契 約		実行 金額	契 約		実行 金額	契 約		実行 金額	契 約		実行 金額	契 約		実行 金額
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
1979 ~82	83	1.27	1.00	793	27.27	5.31	33	3.32	0.40	13	14.22	4.97	922	60.10	11.66
83	107	1.88	0.74	330	5.03	2.27	15	0.40	0.43	18	10.01	2.92	470	17.32	6.36
84	741	10.67	2.55	1,089	14.84	4.65	26	1.00	0.15	-	-	5.23	1,856	26.51	12.58
85	1,412	20.30	5.80	1,611	34.96	5.85	46	0.46	0.13	4	3.60	4.81	3,073	59.32	16.61
86	892	13.75	8.04	582	13.58	7.94	18	0.20	0.16	6	0.81	2.60	1,498	28.34	18.74
87	1,395	19.50	14.86	789	12.83	6.20	46	4.71	0.25	3	0.05	1.83	2,233	37.09	23.14
88	3,909	31.34	19.75	1,621	16.24	7.80	410	4.81	2.26	5	0.59	2.12	5,945	52.97	31.93
89	3,659	26.59	20.37	1,179	10.83	7.52	931	16.54	3.71	10	2.04	2.32	5,779	56.00	33.93
90	4,091	27.04	18.86	1,317	12.54	6.	1,860	24.44	6.83	5	1.94	2.44	7,273	65.96	34.87
91	8,395	60.80	22.99	1,778	21.38	7.64	2,795	36.67	11.35	10	0.92	1.69	12,978	119.77	43.66
92	34,354	291.28	61.15	5,711	132.55	21.22	8,692	156.96	25.20	7	0.43	2.50	48,764	581.24	110.07
93	54,003	551.74	53.48	10,445	255.00	52.98	18,975	304.57	65.06	14	3.05	4.24	83,437	1,114.36	275.15

注：各項目の合計額に一致しない年次がある。

出所：『中国統計年鑑』各年版。合弁から共同開発までの実行金額は『対外経済貿易年鑑』による。

間の所得格差が拡がりを見せている(表5参照)。また、農村部でも1人当たりの収入の伸びは、1993年にわずか3.2%にすぎなかったのに対して、その農村におけるインフレは20%近くの上昇率を示している(表6参照)。これでは、内陸部における農民の生活はますます苦しくなるばかりである。

第2に、膨大な失業者の堆積である。

10億人余りが居住する中国農村には、多数の潜在的な失業者群が待機しており、そのうち、すでに1億人余りが「民工潮」と呼ばれ、大都市に職を求めて盲流している。私たち外国人観光客が、上海や北京などの大都市の駅に降り立った時、駅前の広場をうめつくす民工潮の群れに、戦後直後のわが国における駅前の様子を重ねあわせる人も少なくないであろう。中国から帰ってきてすでに1年経った今でも、上海駅で見た出稼ぎ労働者家族の子供の姿が、私の目にやきついて離れない。

第3に、ハイパー・インフレーションと呼んでもいいほどの、急激なインフレーションを招いていることである。

1994年には、消費者物価が20%を超える最悪の事態を生み出した(表7参照)。その原因は、急

表4 中国の全輸出に占める三資企業の輸出比率
(単位：億ドル)

	全 輸 出	三 資 企 業 の 輸 出	三 資 企 業 の 輸 出 比 率
1988年	475.2	24.6	5.2%
1989	525.4	49.0	9.3%
1990	620.9	78.0	12.6%
1991	718.4	120.0	16.7%
1992	849.4	173.6	20.4%
1993	917.6	252.4	27.5%
1994	1,210.0	347.0	28.7%

出所：『中国統計年鑑1994』P.506。ほか94年は統計公報による。

表5 華南地域における経済発展の成果

(%)

	全 国	広 東 省	深圳経済特区
実質GDP成長率	10.1	14.5	38.3
輸出額伸び率	14.5	15.0	69.6
固定資産投資額伸び率	22.9	33.3	43.2
小売売上額伸び率	17.1	21.8	43.3
1人当たりGDP(94年)	438米ドル	741米ドル	3,511米ドル

注1：いずれも80～94年の年平均伸び率。

注2：*は特区以外の深圳市も含む。

出所：『広東省統計年鑑』『中国統計年鑑』『深圳統計年鑑』よりNRI香港作成。

表6 中国の物価上昇率(1)

(前年比, %)

年	87	88	89	90	91	92	93	94	95
全国小売物価 ⁽¹⁾	7.3	18.5	17.8	2.1	2.9	5.4	13.2	21.7	14.8
農業生産財価格	7.0	16.2	18.9	5.5	2.9	3.7	14.1	21.6	27.4
全国消費価格 ⁽²⁾	7.3	18.8	18.0	3.1	3.4	6.4	14.7	24.1	17.1
都市部	8.8	20.7	16.3	1.3	5.1	8.6	16.1	25.0	16.8
農村部	6.2	17.5	19.3	4.5	2.3	4.7	13.7	23.4	17.5
工業製品卸価格	7.9	15.0	18.6	4.1	6.2	6.8	24.0	19.5	n. a.
生産財価格	—	13.7	18.9	4.4	8.0	9.3	33.7	16.7	n. a.

注1：サービス部門を含まない。政府目標値は通常この指標を使用する。

注2：サービス部門を含む。西側のCPIの概念に近似。93年までは「生計費指数」と呼ばれていた。

出所：『中国統計年鑑』等よりNRI香港作成。

速な経済発展によってエネルギー・原材料などの生産要素が絶対的に不足したデマンド・プル・インフレに加えて、食糧買い上げ価格が引き上げられたことによる食品価格の高騰という、コスト・プッシュ・インフレの要因が重なったためであるが、これが著しい社会不安を強めた。このため、その後実施された政府の金融引き締め政策の結果、今度は国有企業の多くが、資金回収の不能や遅れによる資金繰りの悪化にみまわれ、企業相互間で債務が累積する「三角債」の問題を深刻化した。現在の中国経済は、このインフレと三角債との悪循環から逃れることができないで苦しんでいるのである。

第4に、エネルギー・食糧問題の深刻化である。

すでに中国は、石油の純輸入国になっていることに加えて、交通網の整備の遅れによって、華北で産出される石炭の国内輸送も十分とはいえない。さらに、1990年代に入ってから開発ブームのなかで、農村では農耕地を潰し、工業開発区やホテル・マンション建設地などを造成する「囲い込み」という現象が発生している。また、農民も強制作付の制度緩和にともなって、収益性の低い穀物の生産をやめて、より収益性の高い商品作物の生産にシフトする傾向を強めている。そのため、

表7 中国の物価上昇率(2)

(単位：%)

年	全国小売 物価総指数	都市部 生活費指数	実質GNP 成長率
1985	8.8	11.9	12.8
86	6.0	7.0	8.1
87	7.3	8.8	10.9
88	18.5	20.7	11.3
89	17.8	16.3	4.4
90	2.1	1.3	4.1
91	2.9	5.1	8.2
92	5.4	8.6	3.0
93	13.2	16.1	13.4
94	21.7	25.0	11.8

出所：『中国統計年鑑1994』P.32, P.231, および『1995年国民経済と社会発展統計公報』

こうした傾向がつけば、経済発展によってますます増大していく食糧需要を満たすことができなくなる恐れがある。

第5に、財テクブーム下の「白条」「緑条」問題の発生である。

1992年から93年にかけて、中国の市中資金の多くが投機資金となり、経済発展の著しい沿海地域や大都市の不動産、株式投資に向かうという「キャピタル・フライト」が発生した。そのために、内陸部や農村部では深刻な資金不足を招いた。それが、農民に被害を与えた「白条」および「緑条」問題を生んだのである。「白条」とは、政府が農産物を買う際に、農民に対して発行した手形が、中国農業銀行の資金不足で換金されなくなることを指す。また「緑条」とは、内陸部から沿海地域に出稼ぎに出た農民が、稼いだ収入を故郷の家族へ郵便為替で送金する場合、郵便局が資金不足のために、この為替を換金できなくなる事態を意味する。これが、最近中国での大規模な農民暴動を引き起こした直接の要因である。

第6に、現在中国の経済発展が対外依存型であり、国内産業とくに基幹産業の脆弱な基盤の上でなされていることである。

中国の基幹産業である機械、電子、石油化学、自動車、建設業などの大半は国有企業によって営まれており、国有企業の半数以上は慢性的赤字に陥っているとされている。外形的な経済成長率の高さにもかかわらず、中国経済の長期的・安定的な成長のボルトネックとなっているのは、この基幹産業の脆弱さであり、交通運輸・通信・エネルギーなどのインフラの立ち遅れである。

第7に、経済的利権をあさる官僚の腐敗現象がある。

「官商」と呼ばれる官僚たちによる国有財産の私物化行為は、経済発展が政治の腐敗をもたらす事例として注目されよう。たとえば、彼らが自らの権限で処理できる国有地の使用権や国有企業の経営権などに関して、外国の資本家や国内の事業家に許認可の便宜を図ってやる見返りに巨額のリベートを取得する。また、彼らは外資などに売却した国有企業の経営幹部になったり、借地として与えた土地に建設されたホテルの共同経営者になるなど、国の資産を利用し、利権からのあがりを2重3重にも享受する。

以上、7点にわたって現代中国の経済発展にともなう問題点をみた。確かに、1980年代から90年代にかけて進展した沿海地域や大都市の経済成長は著しいものであった。しかし同時に、これら

の発展が、遅れた内陸部や農村部の犠牲の上に成り立っていた側面も否めない。その矛盾が、一挙に1992年から93年にかけて噴出することになった。

「サウス・チャイナ・モーニングポスト」(1993.6.27)は、1992年末以来、中国で約170件の農民暴動が発生したと伝えているが、なかでも1993年に四川省仁寿県で起きた農民暴動は、15,000人の農民が生活苦を訴えて政府庁舎を包囲するという事態にまで発展した。さらに、「緑条」が原因で全国11省・市で農民が郵便局を取り囲む騒ぎが起きている。これらの農民暴動が、農民を主体として社会主義革命を遂行し社会主義建設を行ってきた中国共産党に、大きなショックを与え、自らの権力基盤を揺るがす深刻な事態として受けとめられたことは想像するに難しくない。

事実、中国政府は1993年7月からの経済調整策を経て、94年には安定成長に向けての経済改革の具体案をまとめ実施に移しつつある。つぎに、その内容をみておこう。

Ⅲ 現代中国の経済改革——安定成長をめざして——

中国政府は、1993年7月に中央銀行の通貨管理の強化と国家専門銀行の資金管理の徹底、違法な銀行間のコール取引や金融子会社の取り締まり、株式・不動産への投機抑制などを柱とする16項目の政策を発表し、経済調整に乗り出した。つづいて1994年3月に開かれた全人代全体会議では、経済運営のスローガンとして従来から繰り返されてきた改革・開放政策の推進だけでなく「安定の維持」が追加された。さらに、1995年9月に開かれた第9次5カ年計画の基本方針には、国家建設のカギとして「発展・改革・安定の関係」をトップにかかげ、「発展は不変の道理、改革は経済と社会の発展の強力な動力、安定は発展と改革の前提」と規定されている。

市場経済を目指した経済改革を進めるなかで、発展と安定のバランスを保つことは容易なことではない。しかし中国政府が、これまでの経済成長至上主義的な経済発展の生み出した矛盾に対応せざるをえなかったとはいえ、安定を含んだ経済成長に舵を向けた意義は大きい。今後の中国社会の様相は、この経済改革の成功いかんによって大変違ったものになると考えられるからである。したがって、現在の中国がすすめてある経済改革の内容を、つぎにみておこう。

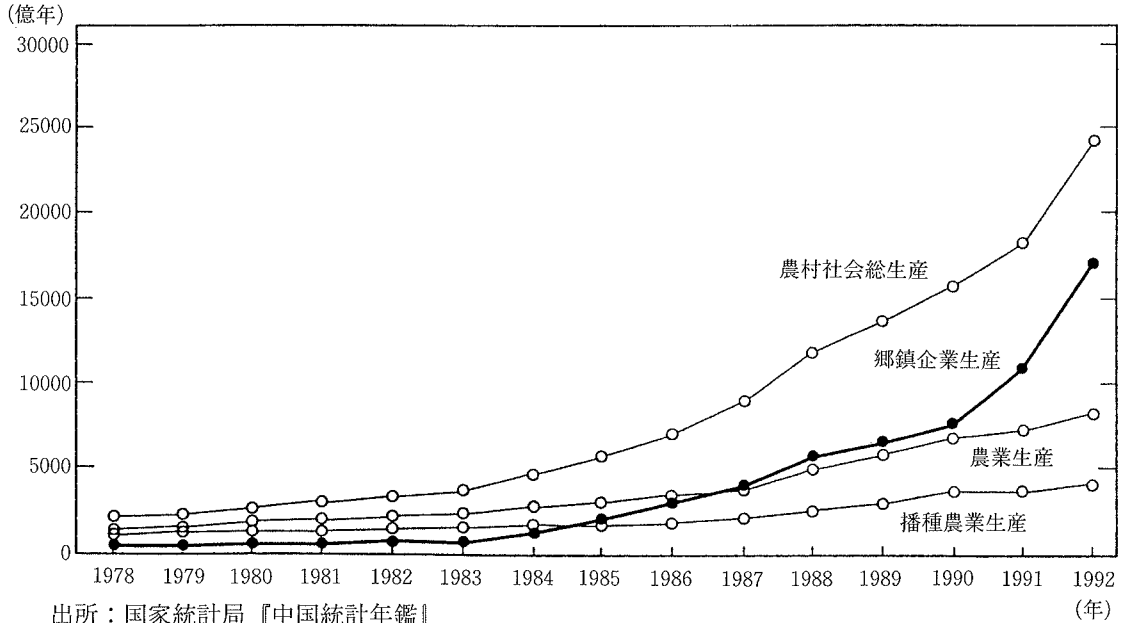
1. 経済格差解消のための対策

まず、沿海地域の富を内陸部に還流させようとする試みである。後に述べるように、1994年から本格的に開始された財政・金融システムの改革には、沿海地域に蓄積された富を内陸部へ還元させるシステム作りという側面がある。たとえば、財政を通じた地域格差解消のための「分税制」の導入や、農業部門への貸付けを優先的に行なうための中国農業銀行の設立(1994年)などは、その現われである。

また中国政府は、大都市の雇用吸収力にも限界があることから、郷鎮企業を育成することによって、内陸・農村部に中小都市を積極的に建設しようとしている。これにより、農村部の余剰労働力を吸収するとともに、農村地域全体の所得水準を向上させようというのである(図2参照)。

さらに、農業における家族単位の個別経営がもつ不効率さを克服する試みとして、家族経営の協同経営への組み込みが行われてきている。従来の個別経営に加えて、既存の郷・鎮を単位として、集団所有財産の管理運営を目的とした「地区性合作経営組織」や生産・流通分野の専門的技術の共有を目的とした「専門的合作組織」をつくり、これらの組織が各農家に対し生産財、灌漑管理、農産物販売などの各種サービスを提供することになっている。また最近、国有農場に対する外資導入

図2 郷鎮企業の生産額と農業・農村の生産額



も積極的化しつつある。

2. 国有企業の改革

現在中国の国有企業が、中国経済全体に占めるウエイトをみると、1995年現在、労働者数で16.7%、固定資産投資で55.7%、工業総生産で30.9%となっている（表8参照）。1990年代に入り著しくウエイトは低下しているとはいえ、基幹産業を担う国有企業の役割を考えると、依然としてその存在は大きい。しかも、国有企業は従業員住宅、医療、教育などを丸抱えで負担しており、この中には退職者の生活保障までも含まれることから、国有企業の改革は社会的に大きな影響を与えずにはおかない。

しかし、全体の半数近くの国有企業が赤字経営に陥っていることや、国家の財政赤字の大きな原因が、これら赤字国有企業に対する政府の補填金支出にあること、さらに、景気拡大期における国有企業の過剰投資がインフレを招き、これを鎮静しようとする金融引締政策が「三角債（企業間債務の付け回し）」問題を生み出すなど、どうしても国有企業の改革は避けられない課題なのである。

では、どのように国有企業の改革が

表8 中国経済に占める国有企業のウエイト (%)

	1952年	78	85	90	95
労働者数	7.6	18.6	18.0	16.0	16.7
固定資産投資	n. a.	n. a.	66.1	65.6	55.7
工業総生産	41.5	77.6	64.9	54.6	30.9
貨物運搬量	41.9	75.5	77.6	81.5	82.5*
小売売上額	16.3	54.6	40.4	39.6	30.0

注：*は94年。

出所：『中国統計年鑑』、『中国統計摘要』（96年）よりNRI香港作成。

行なわれようとしているのであろうか。つぎに、それをみておこう。

従来の国有企業改革は、1980年代後半から導入された「経営請負制」に代表される。この制度は、国家による企業の所有権を残したままで、国家と企業との間の責任・権利・利益を請負「契約」の形で確定する。そして、企業が請負上納利潤額を超過した場合には、その利潤超過分は企業が企業内部に留保することができ、逆に請負利潤を達成できない時には、その分を企業は自己補填しなければならないという制度であった。

しかし、この経営請負制には大きな問題点がある。それは、依然として政府の企業に対する影響力が強いために、傘下事業の拡大を求める地方政府などが、企業に対して採算を無視した無計画な投資を行なわせる傾向があるという点である。そのため、景気拡大期には必ず過剰投資が起り、企業の資金繰りの悪化を象徴する「三角債」の発生という悪循環が後を断たなかったのである。

そこで中国政府は、1992年に「全人民所有制（国有）工業企業経営メカニズム転換条例」の施行によって、企業の自律性を一層高める方向での改革に踏み切った。この「条例」は、企業に生産・経営の意志決定権や製品・サービスの価格決定権、製品の販売権など14項目にわたる自主権を与えることによって、企業の市場への適合性を高め、企業の経営効率を向上させることを狙いとしている。さらに重要なことは、「条例」には国家が経営管理を委ねた財産（企業財産）について企業が占有・使用・処分する権利＝「経営権」を明確にし、企業は、国家が経営・管理を委ねた財産については民事責任を負うとされたことである。

こうして、企業の民事責任を法的に規定することによって、所有権と経営権との分離を一層明確にし、企業の政府からの自律性を高めようとしたのである。しかし現実には、そうした国有企業の改革では、手におえない国有企業が少なくなく、1994年には上海、天津など18の都市が国有企業改革の実験都市に指定され、国有企業の破産の処理が始められている。この実験都市は、1996年からは北京、大連、福州など多くの都市が加えられて50都市に拡大された。

しかし、国有企業の破産にともなう大量の失業者を私有・個人企業だけで吸収するにも限界があり、失業保険など社会保障制度を整備することが急務となっている。現在、1986年に「国营企業職工待業保険暫行規定」の公布によってスタートした国有企業における失業保険制度は、その後対象者の範囲が拡大し、1994年末には失業保険に加入している職員・労働者は9500万人と、都市労働者の約6割に達している。

3. 財政・金融制度の改革

まず、財政制度の改革からみておこう。

1994年、中国政府は「分税制」と呼ばれる新たな税制を導入した。この分税制は、従来から中国で施行されてきた「財政請負制」の反省に立って新設されたものである。そこで、まずこの財政請負制の問題点からみておこう。

1988年、國務院は「地方財政請負方法の改善」を決定し、中央政府と省・市・自治区の各政府との間で財政収入の調達方法を定めた。この財政請負制は、中央政府が各地方政府と個別に契約を結び、地方政府は契約で定められた一定比率または金額を中央政府に上納すれば、後の残り分は地方政府が自由に処理できるというシステムである。この制度は、中国経済の発展をささえる地方の活力を引き出す目的で導入されたが、結果的には、中央政府の財政収入は伸びず、国家の財政政策の機能を弱めることになってしまった。というのは、財政収入が増加しても、地方政府は意図的に支出額を増やし、中央政府への上納額の基数となる黒字幅の圧縮を図ったので、全体の財政収入の増

大が中央財政の収入の増加につながらなかったのである。

こうした状態を改善するために、従来の財政請負制に代わり分税制が導入されることになった。このシステムは、①税目を中央税と地方税とに分けて、中央固定収入と地方固定収入を区別する、②共有税を設けて税目ごとに中央政府と地方政府の配分比率を決定する、③中央政府と地方政府の支出項目を区分けする、というものである（表9参照）。

表9 分税制のもとでの中央・地方間の税目と支出区分
財政収入項目（税目）の区分

中央固定収入（中央税）	共通配分収入（共有税）	地方固定収入（地方税）
<ul style="list-style-type: none"> ・関税 ・税関が代理徴収する付加価値税と消費税 ・消費税 ・中央が管轄する国有企業の所得税・利潤 ・地方銀行・外資系銀行・ノンバンクの所得税 ・鉄道・銀行総行・保険会社の上納収入（営業税，所得税，利潤，都市維持建設税を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税（中央：75%，地方：25%） ・資源税（海洋石油資源税は中央，その他は地方） ・証券取引（印紙）税（中央：50%，地方：50%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業税¹⁾ ・企業所得税・利潤^{1), 2)} ・個人所得税 ・都市土地使用税 ・固定資産投資方向調節税 ・都市維持建設税¹⁾ ・不動産税 ・車両・船舶使用税 ・印紙税 ・農牧業税 ・農業特産品税 ・耕地占有税 ・土地付加価値税 ・国有地有償使用料 ・登記税 ・遺産・贈与税 他

注1：鉄道，銀行総行，保険会社の上納分を除く。

注2：中央が管轄する国有企業，および地方銀行，外資系銀行，ノンバンクを除く。

財政支出項目の区分

中央支出	地方支出
<ul style="list-style-type: none"> ・国防費 ・武装警察費 ・中央レベルの行政管理費・各種事業費 ・中央政府による重点建設・農業支援支出 ・中央が管轄する国有企業の技術改良等への支出 ・国内外借款の元利返済支出，など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方レベルの行政管理費・各種事業費 ・地方政府による重点建設・農業支援支出 ・地方が所管する企業の技術改良等への支出 ・都市維持建設経費 ・価格補助支出，など

出所：南部稔（95年），呉軍華（95年）を基にN R I 香港作成。

中央政府は、この制度の導入により中央財政収入の増加を図るとともに、国家財政によるマクロ調整能力の向上・財政再分配機能の強化をめざしている。したがって、先述の経済発展にともなうて生じた地域間の経済的格差を、この制度によって是正しようとする意図もある。

その他の税制改革では、従来の税目を整備・簡素化することや、法人所得税を原則として一律33%に統一すること。また、外国企業に対する税制上の優遇措置(表10参照)も徐々に廃止し、将来的には内資企業・外資企業を問わず、統一税制を適用する方針である。

表10 中国における企業所得税の優遇措置

(1) 優遇税率

地 域	製品輸出企業	国家奨励企業	生産型企業	外国企業または 非生産型企業
一般地域	15%	15%	30%	30%
経済特区	10%	15%	15%	15%
経済技術開発区	10%	15%	15%	30%
沿海経済開放区	12%	15%	24%	30%
特区開発区旧市街区	12%	15%	24%	30%
上海浦東開発区	10%	15%	15%	30%
高度新技術産業開発区	15%	15%	30%	30%

(2) タックスホリデー

①経営期間10年以上の生産型外国投資企業	2年免税	3年半減
②合併期間15年以上の港湾埠頭建設の合併企業	5年免税	5年半減
③経営期間10年以上の基盤整備・農業開発 海南経済特区の外国投資企業	5年免税	5年半減
④経営期間15年以上の交通建設プロジェクトの 上海浦東開発区の外国投資企業	5年免税	5年半減
⑤経営期間10年以上の投資額500万米ドル以上の 経済特区の外国投資企業	1年免税	2年半減
⑥経営期間10年以上の高度新技術産業開発区の合併企業	2年免税	
⑦先進技術企業		3年半減延長

出所：近藤義雄「投資の実務知識」『中華人民共和国』住友銀行、1992年。

注：①製品輸出企業とは、生産高の70%以上を輸出する企業で外貨バランスが均衡している企業。

②国家奨励企業とは、各種投資奨励規定により国家が奨励しているプロジェクトまたは企業。

③生産型企業とは、製造業、エネルギー工業、農林牧漁業、建設業、交通運輸業、生産技術開発サービスなどを指す。

つぎに、金融制度改革に移ろう。

第1に、中央銀行制度の改革である。中国人民銀行は、1948年に設立され1953年より国家計画に基づく資金の統一管理を行なうようになったが、1980年代に入るまでは業務は国家計画で決められた信用供与・貸出・借入・預金受入に限られ、資本主義国の中央銀行が通常行なうような役割は認められていなかった。それが、1984年に中国人民銀行の業務のうち商業銀行業務を新設の中国工商銀行に移管し、86年の「銀行管理暫定条例」によって中央銀行の地位が与えられたものの、当時はまだ中央銀行法の制定もなく、実際には中央銀行として機能していなかった。

そのため、中国人民銀行は自ら企業向け貸出業務を継続してただけでなく、全国2500を超える中国人民銀行の地方分行・支行・弁事処などは地方政府の強い影響下にあり、地方政府傘下の企業に対して過剰な投資を行っていた。また、中国人民銀行総行（本店）が国家專業銀行に対する貸出制限を命令しても、地方政府からの妨害によって、総行の金融政策を地方レベルにまで徹底することができなかった。

そこで政府は、1995年に「中国人民銀行法」を公布し、中国人民銀行の分行・支行の「地方金庫化」を防止するために、これまで分行や支行がもっていた貸出権と貸出調節権を廃止し、中国人民銀行の総行（本店）が集中管理することとした。

第2に、国家專業銀行の商業銀行化への再編である。国家專業銀行は、もともと政策金融の実施のために政府部門を母体として設立されたものであり、設立の古い順から中国銀行（1912年設立、1953年より国家外為専門銀行）、中国農業銀行（1951年設立）、中国建設銀行（1954年設立）、中国工商銀行（1984年設立）がある。

これまでの国家專業銀行の問題点は、業務の約3割が政策性金融業務であり、中央銀行の問題点と同様に、国家專業銀行の分行・支行も地方政府の強い影響のもとで「地方金庫化」を起こし、採算を無視して業務の悪い国有企業への貸出を継続したため、銀行経営の悪化や資金不足による「白条」問題を引き起こしてきたことにある。こうした点を改善するために、1994年から国家專業銀行の商業銀行化がすすめられた。95年には「商業銀行法」の制定に伴い、それまでの国家專業銀行は「国有商業銀行」と分類が改められ、商業銀行として自立するように求められた。また、商業銀行法には、国家專業銀行の分行・支行が地方金庫化するのを防止するための条項も盛り込まれ、総行（本店）が資金を集中的に管理し、1つの商業銀行は1つの法人とみなす「統一法人制」が明確化された。

その他、個人企業・私営企業を金融面でサポートするための銀行として、従来の都市合作社を統合して「都市合作銀行」が設立されたり、中国初の100%民営の銀行である「民生銀行」が設立（1996年）されるなど、金融機関の新設がつつづいている。

IV 鳥取県における中国進出企業

1989年6月の天安門事件によって、一時沈静化していた日本の対中国投資は、91年に再び増加を始め、92年には明らかにブームとなった（表11参照）。その原因は、天安門事件の対中国経済制裁の解除が進行したことや、「南巡講話」による改革・開放政策の加速化、上海浦東開発区の建設開始など中国側の要因の他に、日本の急速な円高が重なったためである。

このため日本企業の対中国投資は、アジア向け投資のなかでは遅れて始まったものの、1993年には700件とASEAN 4カ国（タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン）向けの合計390件を大幅に上回って首位となり、金額でも

表11 日本の対中国投資

（単位：100万ドル）

会計年度	件数	金額
1974	2	0
1979	1	14
1980	6	12
1981	9	26
1982	4	18
1983	5	3
1984	66	114
1985	118	100
1986	85	226
1987	101	1,226
1988	171	296
1989	126	438
1990	165	349
1991	246	579
1992	490	1,070
1993	700	1,691
1974-93累計	2,295	6,163

出所：大蔵省

初めて1位となった。業種別投資では、電機、繊維、機械が3大業種となっている。また地域別では、沿海地域への投資が圧倒的に多く、大連とその周辺、上海・江蘇・浙江の揚子江デルタ、深圳を含む珠江デルタ、北京・天津地域などに集中している。

本稿では、鳥取県の企業のうち中国への企業進出を積極的に行なっている気高精工、グッドヒル、鳥取三洋電機の3企業をとりあげ、その現状をみることにする。もっとも、従来からわが国企業の中国進出を引っばってきたのは、中小企業である。彼らは及び腰の大企業を尻目に、円高の苦境を乗り切るため豊富で安い労働力を求めて、背水の陣を敷きながら中国への進出をめざした。これまでに中国進出を果たした日本の企業は6000社を越えているが、その大半は中堅・中小企業である。つぎに紹介するように、鳥取県に本社をもつ気高精工とグッドヒルは、そのような中小企業の代表といつてよい。

1. 気高精工

気高精工は、鳥取県気高町に本社をもち、資本金3600万円、従業員84名の企業である。1984年に創業、1987年に気高町にある高浜工業団地に移転し、本工場の他に鳥取工場と佐治工場を新設、オーブントースターや電子レンジ、ミニプレートなど家電製品の製造・販売を行なってきた。海外への進出は、1989年フランスへの電子レンジ輸出をさきがけとして、イギリス・ドイツ・スペインなど西ヨーロッパ諸国から台湾・香港へと販路は拡張していった。

輸出された電子レンジはTHANKYOUというブランド名で高く評価され、年間1200万台が海外に輸出された。国内での販売も順調で、製品の60%が国内販売、40%が輸出という割合であった。しかし、その後の急速な円高の進行は、製品販売の4割を輸出に依存するという気高精工のあり方に、大きな変更を迫ってきた。輸出は10%に激減し、国内販売も安価な海外製造の家電製品におされて伸び悩んだ。こうした状態からの一つの活路として選ばれたのが、中国への進出であった。

気高精工が中国企業との合併に踏み切ったのは、1995年7月であった。場所は蘇州から鉄道で西へ30分ほど行った無錫。合併の相手は、中国でナンバー2の扇風機製造メーカーの菊花電器であった。資本金は100万ドルで気高精工から25万ドルを出資して、従業員170名の合併企業「無錫気高精工電器有限公司」を設立した。設立当時は、中国の人々の習慣やプライドを傷つけずに、いかに品質の管理をはかるかに苦勞した。4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底し、明るく清潔な作業環境をつくることに心がけたという。この企業では年間14,400万台の電子レンジが生産されており、そのうち90%は中国で販売し、残り10%は日本に輸出されている。

中国での販売ルートは、菊花電器のルートに乗せてJUHUA（菊の花）という名前で販売されている。中国では冷たい食物を嫌う習慣があるために、食事をあたためる電子レンジの潜在的需要は高い。そこが狙いどころである。創業して、まだ1年しか経たないために利益は出ていないが、3年間の免税期間を利用して気長に経営するかまえであり、赤字が出た場合でも、無錫市軽工業局が補填してくれるため少しは安心だという。

2. グッドヒル

紳士服メーカーであるグッドヒルは、1961年に鳥取県と鳥取市の誘致企業として設立された。当時はまだ鳥取エフワンと称していたが、現在では資本金1億円、従業員950名、年間売上高85億円（1995年）の中堅企業である。

グッドヒルの中国進出は、今から8年前の1988年にさかのぼる。現在グッドヒルは中国との合併

で4つの工場を設立している。内蒙古自治区には3工場があり、紳士服の縫製工場2と生地工場1となっている。また、北京には1つの紳士服の縫製工場がある。

グッドヒルの中国との合弁企業の第1号である「内蒙古青松制衣有限公司」は、資本金445万ドル、従業員480名で1988年8月に設立された。この合弁企業の資本出資の内訳は、内蒙古第2毛紡が40%、香港グレースガーメントが11%、鳥取エフワン（現在のグッドヒル）29%、三井物産10%、エフワン10%となっている。現在では、紳士服の生産・販売を行い契約年数は15年である。中国側との契約では、当初ここで生産された紳士服の7割が日本に輸出し、3割は中国での販売となっていたが、現在では日本での不況のために3割が日本に輸出され、7割は中国での販売となっている。スーツ1着の値段が、中国での労働者の給料2ヵ月半分にも相当するが、売れ行きは好調だという。

グッドヒルの中国2号店は、1991年7月に設立された「北京鳥取愛服王有限公司」である。契約年数15年、従業員は100名、資本金は160万ドルで北京華表が45%、鳥取エフワンが45%、三井物産10%の出資比率となっている。この企業でも先の内蒙古の企業と同様に、比率は小さいが商社が出資者に名をつらねていることに注目したい。外国企業との契約に精通している商社は、非常に頼りになる存在だという。相手方とトラブルが起きないように、また起きたとしても商社を通して解決すればよい——こうした安心感が、商社を加える理由である。

いずれの合弁企業も、設立当初の困難は技術指導と労務管理にある。内蒙古の企業には設立時、日本から30名ほど派遣して技術指導に当たらせるとともに、中国人労働者に工場内の床そうじから作業服の常用など、日本式の作業様式を教えるための教育に力を入れた。言葉の壁や風俗習慣の違いを越えて、企業の経営は今では順調に行なわれているという。

3. 鳥取三洋電機

資本金40億円、年間売上高約1530億円（1995年）、従業員3000人を超える鳥取三洋電機は、名実ともに山陰随一の大企業である。1966年に鳥取県をはじめとする地元の熱烈な企業誘致活動を受けて、鳥取市に本社をもつ電機機械器具メーカーとして設立された。当初は電気アンカやカーラジオ、ガス湯沸器、白黒テレビ、アイロンなどを生産し、創業年には1億円だった年間売上は、2年後に100億円を突破、4年後には220億円を記録するなど飛躍的に伸びた。

しかし、1985年のプラザ合意以降に始まった急激な円高の波をまともに受けて、1985年当時、52.7%という高い輸出依存度をもっていた鳥取三洋電機の経営環境は、非常に厳しい状況に陥った。『鳥取三洋電機30年史』によると、「売上高は85年の990億円から86年の815億円へと大幅な減少となり、迎える87年5月の上期中間決算では、赤字に転落することは避けられず、中間配当もできない危機的な状況が見込まれていた」と述べている。

こうした危機感に立って、1987年から鳥取三洋電機は社内で「21世紀経営ビジョン」の立案作業をスタートさせた。このビジョンでは、21世紀の鳥取三洋電機のあるべき姿を要約したスローガンの1つに、「グローバルな視野から国際的事業展開を図る企業」をめざす、と明記された。まさに、これを契機にして、鳥取三洋電機の中国市場への進出がはじまったのである。

もっとも、この時期までに鳥取三洋電機の海外での事業展開がなかったわけではない。かつての親会社であり大阪に本社をもつ三洋電機の海外進出に同行した経験はある。三洋電機は、すでに1961年、香港の資本との合弁企業である三洋電機（香港）有限公司を設立しており、鳥取三洋電機がこの企業の一部を間借りする形で、カーラジオやラジカセの生産を行なってきたのである。

しかし、鳥取三洋電機が筆頭株主（31%）となり、初めて海外経営の主導権を握ったのは、1986年

マレーシアのペナン島にて、西ドイツSEL社との合弁で設立した三洋電機(ペナン)株式会社であった。ここでは、ラジカセ、ステレオ、テープレコーダーなどを生産し欧米に輸出した。

つづいて、1990年に「鳥取三洋電機(香港)有限公司」を設立、1994年には「鳥取三洋電機(深圳)有限公司」を設立。この両企業は、いずれも三洋電機(香港)との共同出資である。さらに鳥取三洋電機は、中国の国有企業である大連冰山集团公司との合弁で「大連三洋家用电器有限公司」を電子式ジャーボットなどの生産・販売を目的に設立。同年には、ファクシミリなどの生産・販売を目的に、中国の郷鎮企業である広州迪生実業有限公司との合弁企業として、「広州迪生鳥取三洋電機有限公司」(表12参照)をあいっいで設立した。

表12 廣州迪生鳥取三洋有限公司

所在地	中国廣州市	
資本金	10,000,000 U S 弗	
設立	1995. 12. 21	
事業目的	ファクシミリ, E C R の製造販売	
役員構成	董事長 陸長虹 副董事長 日高 晃 (鳥取三洋) 董事・總經理 加藤虎彦 (鳥取三洋) 董事 木本 豊 (三洋電機〔中国〕) 董事 今西嘉章 (三洋貿易) 董事 井植敏雅 (鳥取三洋) 董事 米澤 修 (鳥取三洋) 董事 王力 董事 洗建東 審計師 川勝敏和 (鳥取三洋) 審計師 伍堅	
株主・出資構成	鳥取三洋電機	5,000,000 U S 弗 (50%)
	三洋電機貿易	1,000,000 U S 弗 (10%)
	三洋電機(中国)	1,000,000 U S 弗 (10%)
	廣州迪生実業有限公司	3,000,000 U S 弗 (30%)
従業員数	製造327, 管理37, 計364	
会社経歴	1995. 12. 09 合弁契約書締結 1995. 12. 21 中国政府営業許可日 1995. 04 生産開始	

出所：鳥取三洋電機(株)からの提供資料より

これだけの企業数で、しかも、いづれも大規模な資本投資を伴った中国での企業展開だけに、鳥取三洋電機としても不安がないわけではない。それにもかかわらず、鳥取三洋電機が中国市場にこだわる理由は、たとえ中国で生産した商品の海外輸出が不振になったとしても、必ず今まで以上に、13億の民をもつ中国市場で販売できると見込んでのことであるという。

以上、鳥取三洋電機の海外における事業展開をみたが、それが積極的であればあるほど、鳥取県の地域経済に与える影響が気になる。すなわち、鳥取に現在ある三洋電機の工場は縮小されていないか、従業員は削減されていないか、いわゆる産業空洞化という事態は起きていないのだろうか。幸いにも、今のところは起きていないと言えそうだ。その理由は、パソコンの市場拡大に伴って、カラー液晶ディスプレイの著しい需要増があり増産が続いている。したがって、従業員の数も3000名を割ることはない。しかし、現在その液晶の価格が下がりつつあり、以前のような収益は見込めない。いま発売されているポータブルナビゲーションシステム「ゴリラ」や圧力IHジャー炊飯器「はやうま」などが、カラー液晶ディスプレイに代わるヒット商品となるかどうか、今後の鳥取三洋電機と地域経済との関係を左右しそうである。

これまで本稿では、中国における経済発展とその問題点を解明した後、現在の中国政府がいかなる方向で経済改革を行なおうとしているのかを考察し、日本企業の中国への進出の現状を、前述した3企業を事例として取りあげた。最後に、いま進行している中国の経済改革にとって、望ましい日本企業の中国進出のあり方とはどのようなものか、に関する著者の意見を以下で述べて、本稿の締めくくりとしよう。

V おわりに

現代中国の経済発展を評して、ある香港の専門家は、「現状はあたかもハリウッドの映画のセットのようなものである。正面から見れば見事な建物だが、裏に回ればそこはもぬけの殻である」と言った。

確かに、この表現には、私が中国での調査を通じて感じた中国経済の不安定さと相通じるものがある。上海の駅前をうめる「民工潮」の群。上海から福州、廈門にむけて沿海地域を南下するにつれて、はっきりと実感する急激なインフレ。行く先々の都市で、いつ果てるとも知れない人手に頼る道路工事。外人向けにだけ特別の高料金をとるタクシーや商店。これらは、現代中国の急速な経済発展がもたらした秩序の崩壊と、拝金主義の横行によるモラルの低下の現われであろう。現在の中国にみられる無秩序とモラルの低下が、今後の中国における健全な経済発展を支えるとは思われない。

おそらく、こうした感慨は中国政府も共有しているはずである。事実、中国共産党は先頃開いた中央委員会第6回総会（1996.10.8）において、社会主義的モラルの重要性を強調する「精神文明建設決議」を採択した。そこでは、経済建設で物質的に豊かになっても、「人民に奉仕する」社会主義的精神を堅持するよう人民に呼びかけた、と新聞では報道されている。

明らかに、いまの中国はポスト鄧小平時代に入り、一つの歴史的岐路に立っている。それは、これまでの改革・開放路線の推進をスローガンにした経済成長至上主義から脱皮して、急速な経済成長がもたらした深刻なマイナス面の反省の上にたった安定成長への模索が始まっている、と表現できよう。先の本文で論及した現代中国の経済改革は、この安定成長にむけての重要な経済改革の柱になるものである。中国において、すでに始まっているこうした政策上の変化を、外国企業は十分

に理解して中国の社会と係わらなければならないであろう。

本文で紹介した鳥取県の中国進出企業は、私の質問に対して、共通したように中国での今後の企業活動について、つぎのような不安を述べた。

第1に、中国政府は、今とっている外資企業への税などの優遇政策を変えてしまうのではないか。

第2に、日本企業は労働集約的企業の進出を希望しているが、中国側は今ではハイテク企業の誘致に力を入れているので、中国進出がますます困難になっていくのではないか。

第3に、最近急速に中国沿海地域における労働者の賃金が上昇している。それを避けようとして、かりに企業を内陸部に移せば、交通インフラの不備でスムーズな物流が望めない。

確かに、これらの企業が心配するように、今後の中国において、日本企業がこれまで税制や賃金などの面で享受してきた利益は少なくなるであろう。しかし、それは中国側からみれば、今後中国が安定成長に向かっていくのに欠かせないことなのである。いつまでも外国企業を優遇する政策を続けるわけにはいかない。国有企業や私企業など国内資本の育成にも努力しなければならない。そのためには、高度なハイテク技術の導入をはかりたい。国家財政の安定のためにも、日本企業に充分の税を納めてほしい——こうした中国側の要求は、正当なものとして受けとめなければならない。

これまでのように中国が、当面の経済の発展にプラスであると認めた外国企業であれば、その設立をつぎつぎと許可してきた時代は、確実に過ぎ去りつつある。いま中国は、従来の経済成長がもたらした負の遺産を克服し、安定成長に向けて動きだそうとしている。日本の企業は、こうした中国側の変化をつかみ、その動向に理解を示すことによって、目先の利益に固執するのではなく、今後の中国の安定成長にいかに関与できるか、を考えた企業活動を行なっていくことが必要ではなからうか。そのことは、とりもなおさず日本企業が中国側から信頼され、長期的に日本企業の利益にもつながっていく堅実な道であろう。

主要な参考文献

- (1) 劉永鶴『日本企業の中国戦略』税務経理協会、1997年。
- (2) 曾根康雄『江沢民の中国経済』日本経済新聞社、1996年。
- (3) 朴貞東『経済特区の総括』新評論、1996年。
- (4) 井上隆一郎『中国の企業と産業』日本経済新聞社、1996年。
- (5) 梶田幸雄・園田茂人『中国投資はなぜ失敗するか』亜紀書房、1996年。
- (6) 田畑光永『鄧小平の遺産——離心・流動の中国——』岩波書店、1995年。
- (7) 中嶋嶺雄『中国経済が危い』東洋経済新報、1995年。
- (8) 沼田安弘『中国進出企業の法律トラブル対策』日本経済新聞社、1995年。
- (9) 渡辺俊夫『社会主義市場経済の中国』講談社、1994年。
- (10) 週刊ダイヤモンド特別取材班『成長の中国』ダイヤモンド社、1994年。
- (11) 渡辺利夫・今井理之編『概説 華人経済』有斐閣、1994年。
- (12) 佐々木信彰『原典で読む現代中国経済』東方書店、1994年。
- (13) 藤本昭編『中国——市場経済への転換』日本貿易振興会、1994年。
- (14) 朱建榮『江沢民の中国』中央公論社、1994年。
- (15) 加々美光行『市場経済化する中国』日本放送出版教会、1993年。
- (16) 中江剛毅・夏占友『中国の経済と経営』ダイヤモンド社、1993年。
- (17) 小林實・呉敬璣編『中国 高成長経済への挑戦』日本経済新聞社、1993年。
- (18) 古澤賢治『中国経済の歴史的展開』ミネルヴァ書房、1993年。

- (19) 赤木哲平『変貌する中国ビジネス』日本能率協会マネジメントセンター，1993年。
- (20) 西村崑夫『中国経済研究』晃洋書房，1992年。
- (21) ジュリアン・ワイズ著，堤誠子訳『アジアの世紀がくる』ダイヤモンド社，1992年。
- (22) 中兼和津次『中国経済論』東京大学出版会，1992年。
- (23) 渡辺利夫編『局地経済圏の時代』サイマル出版会，1992年。
- (24) 小島朋之『中国が香港になる日』時事通信社，1992年。
- (25) 渡辺長雄『混迷する中国経済』有斐閣，1991年。
- (26) 山内一男・菊地道樹編『中国経済の新局面』法政大学出版局，1990年。
- (27) 江頭数馬『中国の経済革命と現実』学文社，1990年。
- (28) 南亮進『中国の経済発展』東洋経済新報社，1990年。
- (29) 岡部達味『中国近代化の政治経済学』PHP，1989年。
- (30) 小島朋之『模索する中国—改革と開放の軌跡—』岩波書店，1989年。
- (31) 天見慧『中国改革最前線—鄧小平政治のゆくえ—』岩波書店，1988年。
- (32) 『三洋電機30年の歩み』1980年。
- (33) 『三洋電機』経済界，1990年。
- (34) 『鳥取三洋電機30年史』1996年。

(1977年4月30日受理)